

○愛媛県地域環境保全基金条例

平成2年3月23日条例第9号

愛媛県地域環境保全基金条例を次のように公布する。

愛媛県地域環境保全基金条例

(設置)

第1条 地域環境の保全に関する知識の普及その他地域に根ざした環境保全活動を推進するとともに、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を促進し、もって地域環境の保全を図るため、地域環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、4億円とする。

2 基金は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定による積立てが行われたときは、基金の額は、積立額に相当する額が増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条の目的を達成するための事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てるほか、基金に編入する。

(処分)

第5条 知事は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため特に必要があると認めるときに限り、予算の定めるところにより、基金に属する現金の全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、処分量に相当する額が減少するものとする。

追加〔平成31年条例11号〕

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、

基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

一部改正〔平成31年条例11号〕

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成31年条例11号〕

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成2年3月規則第10号で、同2年3月30日から施行)

附 則 (平成31年3月22日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。